

令和元年 8 月

かずさ水道広域連合企業団議会臨時会資料

かずさ水道広域連合企業団

新旧対照表
 ○議案第1号 かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例 平成31年3月25日 条例第31号 (給水料金)</p> <p>第3条 給水料金は、次の各号に掲げる区分とし、その額はそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 基本料金 広域連合企業団及び受水者双方で協議して定める水量を基本水量とし、当該基本水量に1立方メートルにつき79円を乗じて得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 使用料金 受水者が使用した水量を乗じて得た額に<u>100分の110</u>に1立方メートルにつき24円を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p>	<p>かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例 平成31年3月25日 条例第31号 (給水料金)</p> <p>第3条 給水料金は、次の各号に掲げる区分とし、その額はそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 基本料金 広域連合企業団及び受水者双方で協議して定める水量を基本水量とし、当該基本水量に1立方メートルにつき79円を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 使用料金 受水者が使用した水量を乗じて得た額に<u>100分の108</u>に1立方メートルにつき24円を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p>

新旧対照表

○議案第2号 かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
<p>かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例 平成31年3月25日 条例第32号</p> <p>(加入負担金)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 負担金は、<u>別表第1</u>に定める額（消費税相当額を含む。）とする。</p> <p>(料金)</p> <p>第26条 料金は、2月について別表第2に定める基本料金及び水量料金により算出した額（消費税相当額を含む。）とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>2 <u>別表第2</u>に定める区域は、この条例の施行の日の前日までに、廃止前の木更津市水道事業給水条例（平成9年木更津市条例第26号）、君津市水道事業給水条例（平成7年君津市条例第24号）、富津市水道事業給水条例（昭和46年富津町条例第85号）又は袖ヶ浦市水道事業給水条例（平成9年袖ヶ浦市条例第25号）に基づき料金を算定していた区域に対応するものとする。</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第29条 定例日を過ぎ次の定例日までの間において、水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は、次に掲げる区分に従い、第26条に規定する基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額（1円未満</p>	<p>かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例 平成31年3月25日 条例第32号</p> <p>(加入負担金)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 負担金は、<u>別表第2</u>に定める額（消費税相当額を含む。）とする。</p> <p>(料金)</p> <p>第26条 料金は、2月について別表第3に定める基本料金及び水量料金により算出した額（消費税相当額を含む。）とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>2 <u>別表第3</u>に定める区域は、この条例の施行の日の前日までに、廃止前の木更津市水道事業給水条例（平成9年木更津市条例第26号）、君津市水道事業給水条例（昭和50年君津市条例第52号）、富津市水道事業給水条例（昭和46年富津町条例第85号）又は袖ヶ浦市水道事業給水条例（平成9年袖ヶ浦市条例第25号）に基づき料金を算定していた区域に対応するものとする。</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第29条 定例日を過ぎ次の定例日までの間において、水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は、次に掲げる区分に従い、第26条に規定する基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額（1円未満</p>

<p>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下本項において同じ。) とする。ただし、木更津市の区域においては、一般で使用水量があるときは、<u>別表第2</u>一般用に規定する水量区分にそれぞれを乗じて得た水量をその区分とし、同表に規定する水量料金の例により算出した額に基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額を加えた額とし、また、浴場営業用で使用水量が基本水量にそれぞれの率を乗じて得た水量を超えるときは、これを超過水量とし、同表浴場営業用に規定する超過料金の例により算出した額に基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>(1) 日数が15日以内のとき 100分の25</p> <p>(2) 日数が15日を超え30日以内のとき 100分の50</p> <p>(3) 日数が30日を超え45日以内のとき 100分の75</p> <p>(4) 日数が45日を超えるとき 100分の100</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 手数料は、<u>別表第3</u>の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に定める徴収時期に、同表の右欄に定める額を徴収する。ただし、徴収時期について、広域連合企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>附則</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、<u>木更津市水道事業給水条例</u>、<u>君津市水道事業給水条例</u>、<u>富津市水道事業給水条例</u>、<u>水条</u></p>	<p>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下本項において同じ。) とする。ただし、木更津市の区域においては、一般で使用水量があるときは、<u>別表第3</u>一般用に規定する水量区分にそれぞれを乗じて得た水量をその区分とし、同表に規定する水量料金の例により算出した額に基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額を加えた額とし、また、浴場営業用で使用水量が基本水量にそれぞれの率を乗じて得た水量を超えるときは、これを超過水量とし、同表浴場営業用に規定する超過料金の例により算出した額に基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>(1) 日数が15日以内のとき 100分の25</p> <p>(2) 日数が15日を超え30日以内のとき 100分の50</p> <p>(3) 日数が30日を超え45日以内のとき 100分の75</p> <p>(4) 日数が45日を超えるとき 100分の100</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 手数料は、<u>別表第4</u>の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に定める徴収時期に、同表の右欄に定める額を徴収する。ただし、徴収時期について、広域連合企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>附則</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、<u>木更津市水道事業給水条例</u>(平成9年木更津市条例第26号)、<u>君津市水道事業給水条例</u>(平成7年君津市条例第24号)、<u>富津市水道事業給水条例</u>例(昭和46年富津町条例第85号)又は<u>袖ヶ浦市水道事業給水条例</u></p>
<p>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下本項において同じ。) とする。ただし、木更津市の区域においては、一般で使用水量があるときは、<u>別表第2</u>一般用に規定する水量区分にそれぞれを乗じて得た水量をその区分とし、同表に規定する水量料金の例により算出した額に基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額を加えた額とし、また、浴場営業用で使用水量が基本水量にそれぞれの率を乗じて得た水量を超えるときは、これを超過水量とし、同表浴場営業用に規定する超過料金の例により算出した額に基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>(1) 日数が15日以内のとき 100分の25</p> <p>(2) 日数が15日を超え30日以内のとき 100分の50</p> <p>(3) 日数が30日を超え45日以内のとき 100分の75</p> <p>(4) 日数が45日を超えるとき 100分の100</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 手数料は、<u>別表第3</u>の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に定める徴収時期に、同表の右欄に定める額を徴収する。ただし、徴収時期について、広域連合企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>附則</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、<u>木更津市水道事業給水条例</u>、<u>君津市水道事業給水条例</u>、<u>富津市水道事業給水条例</u>、<u>水条</u></p>	<p>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下本項において同じ。) とする。ただし、木更津市の区域においては、一般で使用水量があるときは、<u>別表第3</u>一般用に規定する水量区分にそれぞれを乗じて得た水量をその区分とし、同表に規定する水量料金の例により算出した額に基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額を加えた額とし、また、浴場営業用で使用水量が基本水量にそれぞれの率を乗じて得た水量を超えるときは、これを超過水量とし、同表浴場営業用に規定する超過料金の例により算出した額に基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>(1) 日数が15日以内のとき 100分の25</p> <p>(2) 日数が15日を超え30日以内のとき 100分の50</p> <p>(3) 日数が30日を超え45日以内のとき 100分の75</p> <p>(4) 日数が45日を超えるとき 100分の100</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 手数料は、<u>別表第4</u>の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に定める徴収時期に、同表の右欄に定める額を徴収する。ただし、徴収時期について、広域連合企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>附則</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、<u>木更津市水道事業給水条例</u>(平成9年木更津市条例第26号)、<u>君津市水道事業給水条例</u>(平成7年君津市条例第24号)、<u>富津市水道事業給水条例</u>例(昭和46年富津町条例第85号)又は<u>袖ヶ浦市水道事業給水条例</u></p>

条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成9年袖ヶ浦市条例第25号) (以下これらを「市の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

削除

別表第1 (第2条)

市名	給水区域
<p>木更津市</p> <p>三直、内箕輪、内箕輪一丁目、八重原、法木作、法木作一丁目、外箕輪、外箕輪一丁目、外箕輪二丁目、外箕輪三丁目、外箕輪四丁目、左師、左師一丁目、左師二丁目、左師三丁目、左師四丁目、南子安、南子安一丁目、南子安二丁目、南子安三丁目、南子安四丁目、南子安五丁目、南子安六丁目、南子安七丁目、南子安八丁目、南子安九丁目、北子安、北子安一丁目、北子安二丁目、北子安三丁目、北子安四丁目、北子安五丁目、北子安六丁目、坂田、東坂田一丁目、東坂田二丁目、東坂田三丁目、東坂田四丁目、西坂田一丁目、西坂田二丁目、西坂田三丁目、西坂田四丁目、君津台一丁目、君津台二丁目、君津台三丁目、大和田、大和田一丁目、大和田二丁目、大和田三丁目、大和田四丁目、大和田五丁目、人見、人見一丁目、人見二丁目、人見三丁目、人見四丁目、人見五丁目、中野、中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目、中野六丁目、久保、久保一丁目、久保二丁目、久保三丁目、久保四丁目、久保五丁目、北久保一丁目、北久保二丁目、南久保一丁目、南久保二丁目、南久保三丁目、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、高坂、台一丁目、台二丁目、西君津、宮下、宮下一丁目、宮下二丁目、小山野、常代、常代一丁目、常代二丁目、常代三丁目、常代四丁目、常代五丁目、常代六丁目、浜子、六手、血引、尾草、草牛、馬登、大山野、作木、山高原、貞元、八幡、新御堂、杉谷、郡、郡一丁目、郡二丁目、郡三丁目、小香、上湯江、下湯江、中富、畑沢飛地、北子安飛地、久保飛地、中野飛地、下湯江飛地、内箕輪、外箕輪・法木作入会、中島、白駒、泉、上、練木、大鷲、大鷲新田、大井、糠田、大井戸、糸川、大野台、鎌滝、桶岡、荻作、亀沼、塚原、行馬、根本、小糸大谷、長石、法木、かずさ小糸、上・大鷲・大鷲新田入会、糠田飛地、西粟倉の一部、清和市場の一部、市宿、日渡根、東精原、西精原、粟粟倉、平田の一部、楠畑、西日笠の一部、鹿野山の一部、栗日笠、二入の一部、辻森の一部、大岩、正木、奥米の一部、宿原の一部、怒田沢の一部、旅名の一部、豊英田倉沢の一部、豊英田興畑の一部、東精原・西精原入会、東日笠・東粟倉入会、山本、西原、賀意淵、戸崎、岩出、寺沢、青柳、箕輪、上新田、伎田、末古、三田、長谷川、小横台、吉野精練地、田川飛地、久留甲市場、小市郎、久留甲、浦田、怒田、川谷、久留甲大谷、古野、久留甲大和田、向郷、幸窪、栗坪、高田、愛宕、平山、山崎野、大坂、広岡、大戸見、大戸見旧名殿、柳城、高水、利根、大中、加名盛、貴和田畑の一部、蔵玉の一部、釜生の一部、滝原の一部、折木沢の一部、坂畑、草川原、藤林、川俣田川俣、川俣田月毛、川俣田野込、豊田旧青間田、豊田田野中、笹の一部、香木原の一部、豊田飛地、川俣飛地、藤林飛地、加名盛飛地、台精練地、寺沢精練地及び豊田旧青間田飛地</p>	
<p>高津市</p>	<p>高津、新井、川名、篠原、大畑、大畑一丁目、大畑二丁目、大畑三丁目、大畑四丁目、青木、青木一丁目、青木二丁目、青木三丁目、青木四丁目、西川、下飯野、上</p>

飯野、本郷、二間塚、前久保、新高、小久保、岩瀬、千幡新田、西大和田、相、相野谷、一色、陣子谷、上、近藤、八田沼、中、宝竜寺、花香谷、佐賀、鳥沢、鳥田、鶴岡、八幡、笹毛、湊、敦馬、岩坂、加藤、更和、望井、台原、桜井、海良、売津、花輪、不入斗、長崎、橋山、相川、粟沢、竹園、荻生、金谷、上後、岡尻、小志駒、岩本、山崎、田原、野切、六野、大森、寺尾、恩田、東大和田、田舎の一部、高津、宇藤原、志崎、山中、大川崎、大田和、岡、御代原、豊岡
袖ヶ浦市 袖ヶ浦市の全域

別表第1 (第8条第2項)

給水管の口径	負担金額
13ミリメートル	108,000円
20ミリメートル	291,600円
25ミリメートル	496,800円
30ミリメートル	756,000円
40ミリメートル	1,512,000円
50ミリメートル	2,700,000円
65ミリメートル	5,076,000円
75ミリメートル	7,236,000円
100ミリメートル	15,120,000円
125ミリメートル	25,920,000円
150ミリメートル	41,040,000円
200ミリメートル	84,240,000円
250ミリメートル	149,040,000円
300ミリメートル	236,520,000円

別表第2 (第8条第2項)

給水管の口径	負担金額
13ミリメートル	108,000円
20ミリメートル	291,600円
25ミリメートル	496,800円
30ミリメートル	756,000円
40ミリメートル	1,512,000円
50ミリメートル	2,700,000円
65ミリメートル	5,076,000円
75ミリメートル	7,236,000円
100ミリメートル	15,120,000円
125ミリメートル	25,920,000円
150ミリメートル	41,040,000円
200ミリメートル	84,240,000円
250ミリメートル	149,040,000円
300ミリメートル	236,520,000円

別表第2 (第26条)

(1) 木更津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	20ミリメートル以下	なし	1,944円	1~20立方メートルまで 102円60銭
	25ミリメートル		4,212円	21~60立方メートルまで 221円40銭
	30ミリメートル		5,832円	61~100立方メートルまで 280円80銭
	40ミリメートル		10,260円	101~300立方メートルまで 356円40銭
	50ミリメートル		16,740円	301~600立方メートルまで 415円80銭
	75ミリメートル		23,760円	601~1,000立方メートルまで 475円20銭
	100ミリメートル		57,240円	1,001立方メートル以上 507円60銭
	125ミリメートル		70,200円	
	150ミリメートル		86,400円	
	200ミリメートル以上		127,440円	
浴場営業用		200立方メートルまで	9,720円	201~500立方メートルまで 108円
臨時用				501立方メートル以上 140円40銭
				1立方メートルにつき 540円

別表第3 (第26条)

(1) 木更津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	20ミリメートル以下	なし	1,944円	1~20立方メートルまで 102円60銭
	25ミリメートル		4,212円	21~60立方メートルまで 221円40銭
	30ミリメートル		5,832円	61~100立方メートルまで 280円80銭
	40ミリメートル		10,260円	101~300立方メートルまで 356円40銭
	50ミリメートル		16,740円	301~600立方メートルまで 415円80銭
	75ミリメートル		23,760円	601~1,000立方メートルまで 475円20銭
	100ミリメートル		57,240円	1,001立方メートル以上 507円60銭
	125ミリメートル		70,200円	
	150ミリメートル		86,400円	
	200ミリメートル以上		127,440円	
浴場営業用		200立方メートルまで	9,720円	201~500立方メートルまで 108円
臨時用				501立方メートル以上 140円40銭
				1立方メートルにつき 540円

(2) 君津市の区域				(2) 君津市の区域																																								
給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量	水量料金 (1立方メートルにつき)	給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量	水量料金 (1立方メートルにつき)																																	
		水量	料金					水量	料金																																			
一般用	20ミリメートル以下	なし	1,944円	なし	129円60銭	一般用	20ミリメートル	1,944円	なし	なし	129円60銭																																	
												25ミリメートル	3,888円	21~40立方メートルまで	221円40銭																													
																30ミリメートル	8,640円	41~60立方メートルまで	252円72銭																									
																				40ミリメートル	18,144円	61~100立方メートルまで	362円88銭																					
																								50ミリメートル	48,600円	101~200立方メートルまで	394円20銭																	
																												65ミリメートル	74,520円	201~500立方メートルまで	434円16銭													
																																75ミリメートル	111,240円	501立方メートル以上	475円20銭									
																																				100ミリメートル	222,480円	臨時用	1立方メートルにつき					
																																								125ミリメートル	359,640円	648円		
																																											150ミリメートル	641,520円

(3) 富津市の区域

(平成31年1月31日まで)

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	20立方メートルまで	3,888円	21～60立方メートルまで 226円80銭
		20立方メートル以上	4,968円	61～120立方メートルまで 324円 121～220立方メートルまで 378円
臨時用	25ミリメートル 30ミリメートル 40ミリメートル 50ミリメートル 75ミリメートル 100ミリメートル 150ミリメートル	なし	5,616円	1～40立方メートルまで 226円80銭
		なし	8,424円	41～100立方メートルまで 324円
		なし	16,848円	101～200立方メートルまで 378円
		なし	25,056円	201～300立方メートルまで 432円
		なし	61,344円	301立方メートル以上 464円40銭
		なし	106,056円	別に定める
		なし	別に定める	別に定める
		なし	別に定める	別に定める
臨時用				1立方メートルにつき 702円

(3) 富津市の区域

(平成31年1月31日まで)

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	20立方メートルまで	3,888円	21～60立方メートルまで 226円80銭
		20立方メートル以上	4,968円	61～120立方メートルまで 324円 121～220立方メートルまで 378円
臨時用	25ミリメートル 30ミリメートル 40ミリメートル 50ミリメートル 75ミリメートル 100ミリメートル 150ミリメートル	なし	5,616円	1～40立方メートルまで 226円80銭
		なし	8,424円	41～100立方メートルまで 324円
		なし	16,848円	101～200立方メートルまで 378円
		なし	25,056円	201～300立方メートルまで 432円
		なし	61,344円	301立方メートル以上 464円40銭
		なし	106,056円	別に定める
		なし	別に定める	別に定める
		なし	別に定める	別に定める
臨時用				1立方メートルにつき 702円

(平成31年2月1日から)

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	なし	2,700円	1～20立方メートルまで 86円40銭
				21～60立方メートルまで 259円20銭
	20ミリメートル	なし	3,888円	61～120立方メートルまで 367円20銭
				121～220立方メートルまで 432円
	25ミリメートル	なし	6,372円	221～320立方メートルまで 486円
				321立方メートル以上 529円20銭
	30ミリメートル	なし	9,504円	1～40立方メートルまで 259円20銭
				41～100立方メートルまで 367円20銭
	40ミリメートル	なし	19,008円	101～200立方メートルまで 432円
				201～300立方メートルまで 486円
50ミリメートル	なし	28,296円	301立方メートル以上 529円20銭	
			69,336円	
75ミリメートル	なし	69,336円	別に定める	
			119,880円	
100ミリメートル	なし	119,880円	別に定める	
			別に定める	
150ミリメートル	なし	119,880円	別に定める	
			別に定める	
臨時用				1立方メートルにつき 777円

(平成31年2月1日から)

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	なし	2,700円	1～20立方メートルまで 86円40銭
				21～60立方メートルまで 259円20銭
	20ミリメートル	なし	3,888円	61～120立方メートルまで 367円20銭
				121～220立方メートルまで 432円
	25ミリメートル	なし	6,372円	221～320立方メートルまで 486円
				321立方メートル以上 529円20銭
	30ミリメートル	なし	9,504円	1～40立方メートルまで 259円20銭
				41～100立方メートルまで 367円20銭
	40ミリメートル	なし	19,008円	101～200立方メートルまで 432円
				201～300立方メートルまで 486円
50ミリメートル	なし	28,296円	301立方メートル以上 529円20銭	
			69,336円	
75ミリメートル	なし	69,336円	別に定める	
			119,880円	
100ミリメートル	なし	119,880円	別に定める	
			別に定める	
150ミリメートル	なし	119,880円	別に定める	
			別に定める	
臨時用				1立方メートルにつき 777円

(4) 袖ヶ浦市の区域
(平成31年3月31日まで)

給水装置の 用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	なし	885円	1～20立方メートルまで
			60銭	132円84銭
	20ミリメートル	なし	1,771円	21～40立方メートルまで
			20銭	155円52銭
	25ミリメートル	なし	2,980円	41～60立方メートルまで
			80銭	199円80銭
	30ミリメートル	なし	4,536円	61～100立方メートルまで
				232円20銭
	40ミリメートル	なし	9,093円	101～300立方メートルま
			60銭	282円96銭
50ミリメートル	なし	15,552円	301～500立方メートルま	
			321円84銭	
75ミリメートル	なし	41,040円	501立方メートル以上	
			354円24銭	
100ミリメー トル	なし	83,160円		
150ミリメー トル	なし	216,000円		
臨時用				1立方メートルにつき 540円

(4) 袖ヶ浦市の区域
(平成31年3月31日まで)

給水装置の 用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	なし	885円	1～20立方メートルまで
			60銭	132円84銭
	20ミリメートル	なし	1,771円	21～40立方メートルまで
			20銭	155円52銭
	25ミリメートル	なし	2,980円	41～60立方メートルまで
			80銭	199円80銭
	30ミリメートル	なし	4,536円	61～100立方メートルまで
				232円20銭
	40ミリメートル	なし	9,093円	101～300立方メートルま
			60銭	282円96銭
50ミリメートル	なし	15,552円	301～500立方メートルま	
			321円84銭	
75ミリメートル	なし	41,040円	501立方メートル以上	
			354円24銭	
100ミリメー トル	なし	83,160円		
150ミリメー トル	なし	216,000円		
臨時用				1立方メートルにつき 540円

(平成31年4月1日から)

給水装置の 用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	なし	1,242円	1~20立方メートルまで 139円32銭
	20ミリメートル		1,944円	21~40立方メートルまで 171円72銭
	25ミリメートル		3,272円 40銭	41~60立方メートルまで 220円32銭
	30ミリメートル		4,978円 80銭	61~100立方メートルまで 257円4銭
	40ミリメートル		9,990円	101~300立方メートルま で 313円20銭
	50ミリメートル		17,096円 40銭	301~500立方メートルま で 356円40銭
	75ミリメートル		45,111円 60銭	501立方メートル以上 392円4銭
	100ミリメー トル		91,422円	
	150ミリメー トル		237,470円 40銭	
	臨時用			

(平成31年4月1日から)

給水装置の 用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	なし	1,242円	1~20立方メートルまで 139円32銭
	20ミリメートル		1,944円	21~40立方メートルまで 171円72銭
	25ミリメートル		3,272円 40銭	41~60立方メートルまで 220円32銭
	30ミリメートル		4,978円 80銭	61~100立方メートルまで 257円4銭
	40ミリメートル		9,990円	101~300立方メートルま で 313円20銭
	50ミリメートル		17,096円 40銭	301~500立方メートルま で 356円40銭
	75ミリメートル		45,111円 60銭	501立方メートル以上 392円4銭
	100ミリメー トル		91,422円	
	150ミリメー トル		237,470円 40銭	
	臨時用			

別表第3 (第32条第1項)

区分	徴収時期	額
給水工事申請手数料	工事着手前	水道メーター1個につき 4、000円(非課税)
指定給水装置工事事業者を指定するとき	申請の際	1件につき 50,000円(非課税)
水道の使用を開始するとき	別に定める期日	1件につき 540円(消費税相当額を含む。)
水道の使用を中止するとき	別に定める期日	1件につき 540円(消費税相当額を含む。)

別表第4 (第32条第1項)

区分	徴収時期	額
給水工事申請手数料	工事着手前	水道メーター1個につき 4、000円(非課税)
指定給水装置工事事業者を指定するとき	申請の際	1件につき 50,000円(非課税)
水道の使用を開始するとき	別に定める期日	1件につき 540円(消費税相当額を含む。)
水道の使用を中止するとき	別に定める期日	1件につき 540円(消費税相当額を含む。)

新旧対照表

○議案第2号 かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<p>かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例</p> <p>平成31年3月25日 条例第32号</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 広域連合企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p>	<p>かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例</p> <p>平成31年3月25日 条例第32号</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 広域連合企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p>

別表第1 (第8条第2項)

給水管の口径	負担金額
13ミリメートル	110,000円
20ミリメートル	297,000円
25ミリメートル	506,000円
30ミリメートル	770,000円
40ミリメートル	1,540,000円
50ミリメートル	2,750,000円
65ミリメートル	5,170,000円
75ミリメートル	7,370,000円
100ミリメートル	15,400,000円
125ミリメートル	26,400,000円
150ミリメートル	41,800,000円
200ミリメートル	85,800,000円
250ミリメートル	151,800,000円
300ミリメートル	240,900,000円

別表第1 (第8条第2項)

給水管の口径	負担金額
13ミリメートル	108,000円
20ミリメートル	291,600円
25ミリメートル	496,800円
30ミリメートル	756,000円
40ミリメートル	1,512,000円
50ミリメートル	2,700,000円
65ミリメートル	5,076,000円
75ミリメートル	7,236,000円
100ミリメートル	15,120,000円
125ミリメートル	25,920,000円
150ミリメートル	41,040,000円
200ミリメートル	84,240,000円
250ミリメートル	149,040,000円
300ミリメートル	236,520,000円

別表第2 (第26条)

(1) 木更津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	20ミリメートル以下	なし	1,980円	1~20立方メートルまで 104円50銭
	25ミリメートル		4,290円	21~60立方メートルまで 225円50銭
	30ミリメートル		5,940円	61~100立方メートルまで 286円
	40ミリメートル		10,450円	101~300立方メートルまで 363円
	50ミリメートル		17,050円	301~600立方メートルまで 423円50銭
	75ミリメートル		24,200円	601~1,000立方メートルまで 484円
	100ミリメートル		58,300円	1,001立方メートル以上 517円
	125ミリメートル		71,500円	
	150ミリメートル		88,000円	
	200ミリメートル以上		129,800円	
浴場営業用	200立方メートルまで		9,900円	201~500立方メートルまで 110円
	501立方メートル以上			501立方メートル以上 143円
臨時用	1立方メートルにつき			550円
	5立方メートルにつき			

別表第2 (第26条)

(1) 木更津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	20ミリメートル以下	なし	1,944円	1~20立方メートルまで 102円60銭
	25ミリメートル		4,212円	21~60立方メートルまで 221円40銭
	30ミリメートル		5,832円	61~100立方メートルまで 280円80銭
	40ミリメートル		10,260円	101~300立方メートルまで 356円40銭
	50ミリメートル		16,740円	301~600立方メートルまで 415円80銭
	75ミリメートル		23,760円	601~1,000立方メートルまで 475円20銭
	100ミリメートル		57,240円	1,001立方メートル以上 507円60銭
	125ミリメートル		70,200円	
	150ミリメートル		86,400円	
	200ミリメートル以上		127,440円	
浴場営業用	200立方メートルまで		9,720円	201~500立方メートルまで 108円
	501立方メートル以上			501立方メートル以上 140円40銭
臨時用	1立方メートルにつき			540円
	5立方メートルにつき			

給水装置の用途		メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)				
			水量	料金					
② 君津市の区域		一般用	20ミリメートル以下	なし	1,944円	1~20立方メートルまで 129円60銭			
			25ミリメートル	なし	3,888円	21~40立方メートルまで 221円40銭			
			30ミリメートル	なし	8,640円	41~60立方メートルまで 252円72銭			
			40ミリメートル	なし	18,144円	61~100立方メートルまで 362円88銭			
			50ミリメートル	なし	48,600円	101~200立方メートルまで 394円20銭			
			65ミリメートル	なし	74,520円	201~500立方メートルまで 434円16銭			
			75ミリメートル	なし	111,240円	501立方メートル以上 475円20銭			
			100ミリメートル	なし	222,480円				
			125ミリメートル	なし	359,640円				
			150ミリメートル	なし	641,520円				
			臨時用					1立方メートルにつき 648円	
			② 君津市の区域		一般用	20ミリメートル以下	なし	1,980円	1~20立方メートルまで 132円
						25ミリメートル	なし	3,960円	21~40立方メートルまで 225円50銭
30ミリメートル	なし	8,800円				41~60立方メートルまで 257円40銭			
40ミリメートル	なし	18,480円				61~100立方メートルまで 369円60銭			
50ミリメートル	なし	49,500円				101~200立方メートルまで 401円50銭			
65ミリメートル	なし	75,900円				201~500立方メートルまで 442円20銭			
75ミリメートル	なし	113,300円				501立方メートル以上 484円			
100ミリメートル	なし	226,600円							
125ミリメートル	なし	366,300円							
150ミリメートル	なし	653,400円							
臨時用								1立方メートルにつき 660円	

(3) 富津市の区域

(3) 富津市の区域
(平成31年1月31日まで)

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	20立方メートルまで	3,888円	21~60立方メートルまで 226円80銭 61~120立方メートルまで 324円 121~220立方メートルまで 378円
		20立方メートル以上	4,968円	221~320立方メートルまで 432円 321立方メートル以上 464円40銭
臨時用	25ミリメートル	なし	5,616円	1~40立方メートルまで 226円80銭
		30ミリメートル	8,424円	41~100立方メートルまで 324円
			16,848円	101~200立方メートルまで 378円
			25,056円	201~300立方メートルまで 432円
			61,344円	301立方メートル以上 464円40銭
			106,056円	別に定める
			別に定める	別に定める
150ミリメートル	702円	1立方メートルにつき 702円		

(平成31年2月1日から)

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)				
		水量	料金					
一般用	13ミリメートル	なし	2,700円	1～20立方メートルまで 86円40銭				
				21～60立方メートルまで 259円20銭				
				61～120立方メートルまで 367円20銭				
				121～220立方メートルまで 432円				
				221～320立方メートルまで 486円				
				321立方メートル以上 529円20銭				
				臨時用	25ミリメートル 30ミリメートル 40ミリメートル 50ミリメートル 75ミリメートル 100ミリメートル 150ミリメートル	なし	6,372円 9,504円 19,008円 28,296円 69,336円 119,880円 別に定める	1～40立方メートルまで 259円20銭
								41～100立方メートルまで 367円20銭
								101～200立方メートルまで 432円
								201～300立方メートルまで 486円
301立方メートル以上 529円20銭								
1立方メートルにつき 777円								

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)				
		水量	料金					
一般用	13ミリメートル	なし	2,750円	1～20立方メートルまで 88円				
				21～60立方メートルまで 264円				
				61～120立方メートルまで 374円				
				121～220立方メートルまで 440円				
				221～320立方メートルまで 495円				
				321立方メートル以上 539円				
				臨時用	25ミリメートル 30ミリメートル 40ミリメートル 50ミリメートル 75ミリメートル 100ミリメートル 150ミリメートル	なし	6,490円 9,680円 19,360円 28,820円 70,620円 122,100円 別に定める	1～40立方メートルまで 264円
								41～100立方メートルまで 374円
								101～200立方メートルまで 440円
								201～300立方メートルまで 495円
301立方メートル以上 539円								
1立方メートルにつき 792円								

(4) 袖ヶ浦市の区域

(4) 袖ヶ浦市の区域
(平成31年3月31日まで)

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	なし	885円 60銭	1~20立方メートルまで 132円84銭
	20ミリメートル		1,771円 20銭	21~40立方メートルまで 155円52銭
	25ミリメートル		2,980円 80銭	41~60立方メートルまで 199円80銭
	30ミリメートル		4,536円	61~100立方メートルまで 232円20銭
	40ミリメートル		9,093円 60銭	101~300立方メートルま で 282円96銭
	50ミリメートル		15,552円	301~500立方メートルま で 321円84銭
	75ミリメートル		41,040円	501立方メートル以上 354円24銭
	100ミリメー トル		83,160円	
	150ミリメー トル		216,000円	
	臨時用			

(平成31年4月1日から)

給水装置の 用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	なし	1,265円	1~20立方メートルまで 141円90銭
	20ミリメートル	なし	1,980円	21~40立方メートルまで 174円90銭
	25ミリメートル	なし	3,333円	41~60立方メートルまで 224円40銭
	30ミリメートル	なし	5,071円	61~100立方メートルまで 261円80銭
	40ミリメートル	なし	10,175円	101~300立方メートルま で 319円
	50ミリメートル	なし	17,413円	301~500立方メートルま で 363円
	75ミリメートル	なし	45,947円	501立方メートル以上 399円30銭
	100ミリメー トル	なし	93,115円	
	150ミリメー トル	なし	241,863円	
	臨時用			

給水装置の 用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	なし	1,242円	1~20立方メートルまで 139円32銭
	20ミリメートル	なし	1,944円	21~40立方メートルまで 171円72銭
	25ミリメートル	なし	3,272円 40銭	41~60立方メートルまで 220円32銭
	30ミリメートル	なし	4,978円 80銭	61~100立方メートルまで 257円4銭
	40ミリメートル	なし	9,990円	101~300立方メートルま で 313円20銭
	50ミリメートル	なし	17,096円 40銭	301~500立方メートルま で 356円40銭
	75ミリメートル	なし	45,111円 60銭	501立方メートル以上 392円4銭
	100ミリメー トル	なし	91,422円	
	150ミリメー トル	なし	237,470円 40銭	
	臨時用			

別表第3 (第32条第1項)

区分	徴収時期	額
給水工事申請手数料	工事着手前	水道メーター1個につき 4,000円 (非課税)
指定給水装置工事業者を指 定するとき	申請の際	1件につき 50,000円 (非課税)
水道の使用を開始するとき	別に定める期日	1件につき <u>550円</u> (消費税相当額を含む。)
水道の使用を中止するとき	別に定める期日	1件につき <u>550円</u> (消費税相当額を含む。)

別表第3 (第32条第1項)

区分	徴収時期	額
給水工事申請手数料	工事着手前	水道メーター1個につき 4,000円 (非課税)
指定給水装置工事業者を指 定するとき	申請の際	1件につき 50,000円 (非課税)
水道の使用を開始するとき	別に定める期日	1件につき <u>540円</u> (消費税相当額を含む。)
水道の使用を中止するとき	別に定める期日	1件につき <u>540円</u> (消費税相当額を含む。)

新旧対照表

○議案第3号 かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

新	旧												
<p>かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例 平成31年3月25日 条例第16号</p> <p>別表（第3条第1項、第8条第1項）</p> <table border="1" data-bbox="534 1131 790 1960"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写しの交付 単色刷りで写し1枚につき</td> <td>1 0円</td> </tr> <tr> <td>多色刷りで写し1枚につき</td> <td>2 0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 写しの作成に用いる用紙の規格は、<u>日本産業規格A列3番</u>までとする。 2 両面に複写された用紙については、2枚として計算する。 	区分	金額	写しの交付 単色刷りで写し1枚につき	1 0円	多色刷りで写し1枚につき	2 0円	<p>かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例 平成31年3月25日 条例第16号</p> <p>別表（第3条第1項、第8条第1項）</p> <table border="1" data-bbox="534 201 790 1041"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写しの交付 単色刷りで写し1枚につき</td> <td>1 0円</td> </tr> <tr> <td>多色刷りで写し1枚につき</td> <td>2 0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 写しの作成に用いる用紙の規格は、<u>日本工業規格A列3番</u>までとする。 2 両面に複写された用紙については、2枚として計算する。 	区分	金額	写しの交付 単色刷りで写し1枚につき	1 0円	多色刷りで写し1枚につき	2 0円
区分	金額												
写しの交付 単色刷りで写し1枚につき	1 0円												
多色刷りで写し1枚につき	2 0円												
区分	金額												
写しの交付 単色刷りで写し1枚につき	1 0円												
多色刷りで写し1枚につき	2 0円												

